

第1回吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会

日時：令和5年12月5日（火）

18時00分～

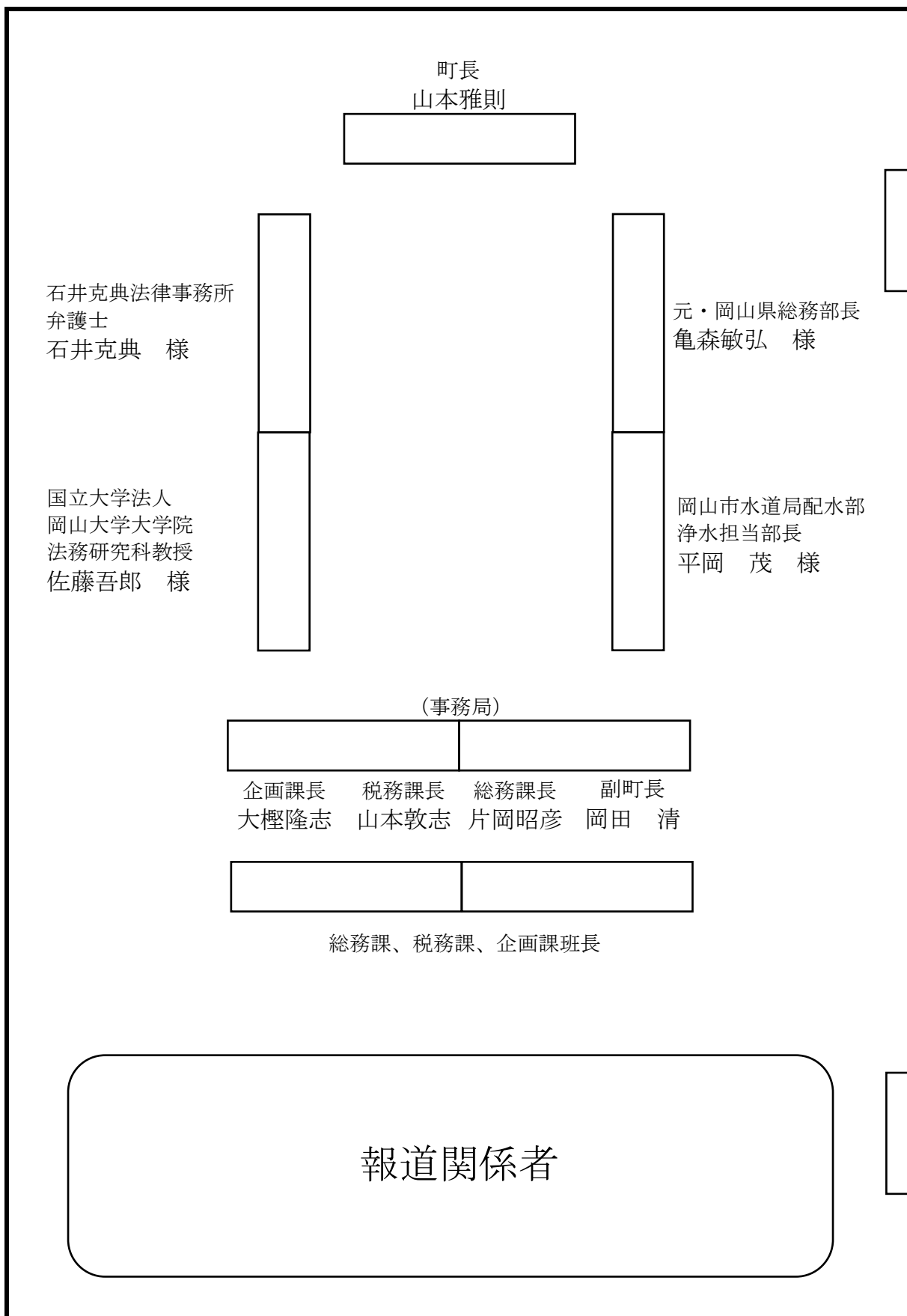
場所：吉備中央町賀陽庁舎・中会議室

次 第

1. 開会
2. 町長挨拶
3. 委員紹介
4. 委嘱状の交付
5. 委員長、副委員長の選出について
6. 諮問
7. 議事
 - (1) 今後の委員会の進め方について
 - ・ 第三者委員会の所掌事項の説明・依頼
 - ・ 不適正事務処理の概要に関する説明
 - ・ 行政文書の準備状況、調査方法等の仕様
 - (2) 本会議の公開の在り方について
 - (3) その他
8. 閉会

席 次 表

吉備中央町賀陽庁舎・中会議室



吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会

委員名簿

いしい かつのり 石井 克典	弁護士 石井克典法律事務所
かめもり としひろ 亀森 敏宏	元・岡山県総務部長
さとう ごろう 佐藤 吾郎	国立大学法人 岡山大学 大学院法務研究科教授
ひらおか しげる 平岡 茂	岡山市水道局配水部 浄水担当部長

〔敬称略・五十音順〕

(白紙ページ)

吉総第 641 号
令和5年12月5日

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会
委員長 様

吉備中央町長 山本雅則

諮問書

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例第2条の規定に基づき、貴委員会に対し、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

令和5年10月に判明した、本町の円城浄水場における国の水質管理目標設定項目（PFOS・PFOA）の暫定目標値超過及び水質基準項目（塩素酸）の基準値超過に係る原因究明及び再発防止に関する次の事項及び委員会に置いて必要と認める事項

- (1) 国の水質管理目標設定項目（PFOS・PFOA）の暫定目標値及び水質基準項目（塩素酸）の基準値に対する認識
- (2) 令和5年10月に判明するまでの対応状況及びその適否の考察
- (3) 令和2年11月以降、暫定目標値が超過した事実、並びに令和5年8月以降、基準値が超過した事実が見過ごされた原因（技術的、組織的、人的な観点）
- (4) 令和5年10月に判明した後の対応状況及びその適否の考察
- (5) 前各号で明らかになった事実及び考察に基づいた再発防止策の提言

2 諮問理由

本町円城浄水場における水道法で定める水質検査項目検査に加え、国の通知に基づく水質管理目標設定項目検査に係る過去2年(令和3年度及び4年度)実施した検査結果が、暫定目標値を超える数値が検出されていた。

また、令和2年度の検査結果においても、暫定目標値を超える数値が検出されていたにも関わらず所轄保健所へ報告を行っておらず、翌年度に行われた令和2年度水道統計調査においては、数値入力を誤って報告していた。

加えて、再発防止策として行った水道課以外の職員による過去の水質検査結果の点検では、基準値を超える塩素酸が検出されていたことが分かり、その対応がなされていない事実も判明した。

町では、このような不適正な事務処理が生じた事態を重く受け止め、その原因の究明と再発防止策を講じるため、町から独立した有識者等により構成し、第三者の視点から調査、検証を行っていただきたく諮問するものです。

(白紙ページ)

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例の概要

1. 趣旨

円城浄水場の有機フッ素化合物等の検出に係る水道課の不適正事務に関し、当該事案に対する調査等を行い、再発防止の策を講じることで適法・適正な行政執行を確保するため、外部有識者等による第三者委員会を設置するもの。

2. 委員会の位置づけ

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく地方公共団体の附属機関として設置する。

3. 所掌事務

町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を答申する。

- (1) 不適正事案の事実関係に関する調査、経過の検証及びその他の実態把握に関すること。
- (2) 不適正事案の再発防止策の提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

4. 委員の位置づけ及び任期

委員は、特別職の非常勤職員の身分を有する。任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

5. 委員会・委員の構成

委員会は、委員4名以内とする。

委員会に委員長及び副会長を各1名設ける。(互選)

委員は、次の要件を満たすと認められる者を町長が委嘱する。

- ・ 公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を的確・迅速に把握・認定できる者。
- ・ 必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とする趣旨にふさわしい識見を持ち、予断と偏見を排することができる者
- ・ 対象事案につき利害関係を有しない者

6. 会議

会議は委員長が招集し、委員の過半数の出席で成立する。また、会議の特例として、オンライン会議による参加も可能とする。

また、委員会の会議は、対象事案の不適正事務の状況等を調査することから、職員に関する情報を取扱うことが見込まれるため、原則、非公開とする。ただし、委員長は、職員のプライバシー等に配慮して会議の内容を公表することができる。

7. 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例をここに公布する。

令和 5 年 11 月 14 日

吉備中央町長

山本雅則

令和 5 年吉備中央町条例第 24 号

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例

(設置)

第 1 条 この条例は、本町職員による不適正な事務執行等が発生した場合又は発生が疑われる場合(以下「不適正事案」という。)において、その経過の客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 不適正事案の事実関係に関する調査、経過の検証及びその他の実態把握に関すること。
- (2) 不適正事案の再発防止策の提言に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 委員会は、4 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事務の遂行について、中立性・公正性を確保するため調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、有識者、学識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 4 会議は、公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 5 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(会議の開催方法の特例)

第6条 委員長は、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した会議(以下「オンライン会議」という。)を開くことができる。この場合において、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

- 2 前項の場合において、委員は、オンライン会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て出席した委員は、前条第2項の規定による会議の出席委員とする。

(報告)

第7条 委員会の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条に規定する事項に係る業務に従事したものとして町長が認める場合 1時間当たり 10,000 円
- (2) 第5条及び第6条に規定する会議に従事する場合 1日当たり 15,000 円
- 2 委員会の求めに応じて会議に出席した者に対する報酬 1日当たり 5,500 円
- 3 委員及び前項の委員会の求めに応じて会議に出席した者に対する費用弁償は、吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の規定に基づき支給する。ただし、第6条の規定によるオンライン会議により出席した場合は支給しない。
- 4 前3項の報酬及び費用弁償の支給方法については、吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。ただし、当該不適正事案を所掌するときは、町長が指定する課に行わせることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行期日以後、最初に開かれる会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。